

(証券コード 7510)

平成29年6月9日

株 主 各 位

京都市右京区西京極豆田町29番地

株式会社 **たけびし**

取締役社長 藤原宏之

第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時15分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市右京区西京極豆田町29番地 本社1階イベントホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第128期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第128期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎事業報告、連結計算書類、計算書類並びに株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takebishi.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎本招集ご通知に関して、提供すべき書類のうち、「連結注記表」並びに「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takebishi.co.jp/company/ir/meeting.html>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」並びに「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類並びに計算書類の一部として併せて監査を受けております。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、英国のEU離脱問題や米国新政権の動向が世界経済に与える影響が懸念されるなど、先行きの不透明感が高まる状況で推移しました。

このような状況下、当社グループは「収益力の更なる向上」を重点課題に掲げ、基幹ビジネスの強化に加え「デバイスビジネス」、「装置システムビジネス」等の重点戦略に注力すると共に、上期に発売した新オリジナル商品を中心とした「IoT関連ビジネス」の拡大に注力するなど、技術商社としての付加価値向上に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高712億67百万円（前年度比0.2%増）、営業利益25億40百万円（前年度比15.1%増）、経常利益25億70百万円（前年度比14.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益18億18百万円（前年度比30.9%増）となりました。

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りであります。

① F A ・デバイス事業

(産業機器システム)

産業機器システム分野においては、産業用加工機が前年に補助金関連の案件が集中したことから減少となりましたが、食品関連向けを中心に装置システムが増加したことに加え、半導体製造装置向けのF A 機器が堅調に推移しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比0.7%の増加となりました。

(半導体・デバイス)

半導体・デバイス分野においては、国内の半導体需要が堅調に推移したことに加え、電子ペーパー等の新規ビジネスが拡大したものの、中国で液晶等のデバイス製品が減少しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比1.0%の減少となりました。

これらの結果、F A ・デバイス事業においては、売上高480億87百万円（前年度比0.1%増、構成比67.5%）、営業利益は、18億75百万円（前年度比14.5%増）となりました。

② 社会・情報通信事業

(社会インフラ)

社会インフラ分野においては、病院向け放射線治療装置が好調に推移したことに加え、空調・ビル設備が堅調に推移しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比8.2%の増加となりました。

(情報通信)

情報通信分野においては、主力の携帯電話がフランチャイズ店再編の影響により減少しました。

この結果、当部門全体の売上高は、前年度比10.0%の減少となりました。

これらの結果、社会・情報通信事業においては、売上高231億80百万円（前年度比0.3%増、構成比32.5%）、営業利益は、6億64百万円（前年度比16.8%増）となりました。

事業区分別売上高

事業区分	部門	127期 (平成28年3月期)		128期 (平成29年3月期)		前 増	期 減	比 率
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比			
F A ・ デ バ イ ス 事 業	産 業 機 器 シ ス テ ム	百万円 30,603	% 43.0	百万円 30,832	% 43.3			% 0.7
	半 導 体 ・ デ バ イ ス	17,432	24.5	17,254	24.2			△1.0
	計	48,035	67.5	48,087	67.5			0.1
社 会 ・ 情 報 業 通 信 事 業	社 会 イ ン フ ラ	13,041	18.3	14,110	19.8			8.2
	情 報 通 信	10,075	14.2	9,070	12.7			△10.0
	計	23,117	32.5	23,180	32.5			0.3
合 計		71,152	100.0	71,267	100.0			0.2

(注) 上記金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 125 期 平成26年 3 月期	第 126 期 平成27年 3 月期	第 127 期 平成28年 3 月期	第 128 期 (当期) 平成29年 3 月期
売 上 高 (百万円)	72,402	69,352	71,152	71,267
経 常 利 益 (百万円)	2,137	1,952	2,239	2,570
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	1,268	1,165	1,389	1,818
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	86.18	79.18	94.46	123.60
総 資 産 (百万円)	40,478	40,220	40,246	43,594
純 資 産 (百万円)	19,052	20,887	21,636	23,395
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,294.81	1,418.23	1,470.41	1,589.92

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 125 期 平成26年 3 月期	第 126 期 平成27年 3 月期	第 127 期 平成28年 3 月期	第 128 期 (当期) 平成29年 3 月期
売 上 高 (百万円)	55,376	51,776	56,275	58,178
経 常 利 益 (百万円)	1,814	1,579	1,787	2,101
当 期 純 利 益 (百万円)	1,056	949	1,010	1,522
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	71.81	64.55	68.68	103.44
総 資 産 (百万円)	34,555	34,959	35,531	38,683
純 資 産 (百万円)	18,027	19,448	19,963	21,475
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,225.13	1,321.68	1,356.66	1,459.46

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、日々変化する経済情勢や事業環境に柔軟に対処すべく、「基幹ビジネスの強化」と「NEWビジネスの開拓」に注力すると共に、財務体質の強化、内部統制等の課題にグループを挙げて取り組み、当社グループの更なる業容拡大と経営基盤の強化に努めてまいります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社フジテレコムズ	88百万円	100%	携帯電話等の卸売及び販売
株式会社T Sエンジニアリング	30百万円	100	空調設備・機器の設計・工事及び保守
竹菱興産株式会社	10百万円	100	倉庫業務及び保険代理業務
竹菱香港有限公司	28,324千香港ドル	100	電子機器の販売
竹菱(上海)電子貿易有限公司	500万米ドル	100 (100)	電子機器の販売
TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD.	110百万タイバーツ	100	電子機器の販売
TAKEBISHI EUROPE B.V.	75万ユーロ	100	電子機器の販売

(注) 当社出資比率の()内は、間接出資比率で内数であります。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社7社により構成されており、産業機器システム、半導体・デバイス、社会インフラ（冷熱住設機器、ビル設備、重電、電子医療機器）、情報通信（情報システム、携帯電話等）の販売とソフト開発を主な事業とし、さらに関連する物流及び保守・サービス、工事等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業内容は次の通りであります。

事業区分	部門	主要な営業品目
F A ・ デバイス事業	産業機器システム	F A 機器（コントローラ、駆動制御、配電制御、回転機、オムロン機器）、F A システム、産業機 他
	半導体・デバイス	半導体製品、電子デバイス製品 他
社会・情報通信事業	社会インフラ	冷熱住設機器、ビル設備、重電（電力・公共）、電子医療機器 他
	情報通信	情報システム、携帯電話 他

(8) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	京 都 市 右 京 区
東 京 支 店	横 浜 市 港 北 区
名 古 屋 支 店	名 古 屋 市 中 村 区
滋 賀 支 店	滋 賀 県 彦 根 市
栗 東 支 店	滋 賀 県 栗 東 市
畿 北 支 店	京 都 府 福 知 山 市
大 阪 支 店	大 阪 市 北 区
九 州 支 店	福 岡 市 博 多 区
甲 府 営 業 所	山 梨 県 甲 府 市

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地
株 式 会 社 フ ジ テ レ コ ム ズ	大 阪 市 中 央 区
株 式 会 社 T S エ ン ジ ニ ア リ ン グ	京 都 市 右 京 区
竹 菱 興 産 株 式 会 社	京 都 市 右 京 区
竹 菱 香 港 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 (香 港)
竹 菱 (上 海) 電 子 貿 易 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 (上 海)
TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD.	タ イ (バ ン コ ク)
TAKEBISHI EUROPE B.V.	オ ラ ン ダ (ア ム ス テ ル ダ ム)

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
F A ・ デ バ イ ス 事 業	302 (37) 名	1 名減
社 会 ・ 情 報 通 信 事 業	273 (61) 名	2 名増
合 計	575 (98) 名	1 名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
376 (24) 名	—	39.7才	16.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を () 内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	370百万円
株式会社京都銀行	300百万円
株式会社滋賀銀行	200百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,280,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,798,600株
 (3) 株主数 13,052名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 電 機 株 式 会 社	2,340千株	15.90%
株 式 会 社 立 花 エ レ テ ッ ク	1,059	7.20
株 式 会 社 サ ン セ イ テ ク ノ ス	763	5.19
た け び し 従 業 員 持 株 会	756	5.14
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	562	3.82
矢 野 子	438	2.98
株 式 会 社 京 都 銀 行	428	2.91
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	326	2.22
京 都 中 央 信 用 金 庫	253	1.72
株 式 会 社 滋 賀 銀 行	237	1.61

(注) 1. 持株比率は自己株式（83,789株）を控除して計算しております。

2. 株式会社立花エレテックの持株数には、株式会社立花エレテックが退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式600千株（持株比率4.08%）を含んでおります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	岩 田 武 久	
代 表 取 締 役 社 長	藤 原 宏 之	執行役員社長
取 締 役	高 瀬 和 彦	常務執行役員技術本部長
取 締 役	松 木 明	常務執行役員経営推進室長
取 締 役	橋 本 之 博	常務執行役員社会・情通システム本部長
取 締 役	亀 井 孝	常務執行役員機電システム本部長 兼TAKEBISHI (THAILAND) CO.,LTD.President 兼竹菱香港有限公司董事長 兼竹菱（上海）電子貿易有限公司董事長
取 締 役	小 倉 勇	常務執行役員経営戦略室長
取 締 役	大 庭 能 成	三菱電機株式会社関西支社副支社長 兼機器第二部長 萬世電機株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	稲 荷 賢	
監 査 役	広 瀬 裕	税理士法人広瀬代表社員 ヒロセアカウンティング・コンサルタンツ 株式会社代表取締役 株式会社経営コンサルティング代表取締役
監 査 役	飯 塚 丈 志	三菱電機株式会社関西支社経理部長 萬世電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役大庭能成氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役広瀬 裕氏及び監査役飯塚丈志氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
3. 監査役広瀬 裕氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役広瀬 裕氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役飯塚丈志氏は、三菱電機株式会社で長年経理業務の経験を重ねるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役大庭能成氏及び監査役広瀬 裕氏、監査役飯塚丈志氏の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額となります。
7. 当事業年度中の取締役の異動
- (1) 退任（平成28年6月28日）
取締役 森 日出樹
- (2) 就任（平成28年6月28日）
取締役 大庭能成

(3)当事業年度中の取締役の地位、担当または重要な兼職の異動

氏名	新	旧	異動年月日
小倉 勇	取締役常務執行役員 経営戦略室長	取締役執行役員 経営戦略室長	平成28年6月28日

8. 決算期後に生じた取締役及び監査役の地位、担当または重要な兼職の異動

(1)取締役

氏名	新	旧	異動年月日
大庭 能成	三菱電機株式会社九州支社 支社長 九州三菱電機販売株式会社 社外取締役 萬世電機株式会社社外取締役	三菱電機株式会社関西支社副支社長 兼機器第二部長 萬世電機株式会社社外取締役	平成29年4月1日

(2)監査役

氏名	新	旧	異動年月日
飯塚 丈志	三菱電機株式会社冷熱システム 製作所経理部長 三菱電機冷熱応用システム株式会社 社外監査役 萬世電機株式会社社外監査役	三菱電機株式会社関西支社経理部長 萬世電機株式会社社外監査役	平成29年4月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員	報酬等の総額
取 （う ち 社 外 取 締 役）	7名 （-）	252百万円 （-）	
監 （う ち 社 外 監 査 役）	2名 （1名）	18百万円 （3百万円）	
合	計	9名	271百万円

- (注) 1. 上記の支給人員には無報酬の取締役2名（社外取締役）及び監査役1名（社外監査役）を含んでおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第126期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第117期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者及び社外役員の兼職状況並びに当社と当該他の法人等の関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	大 庭 能 成	三菱電機株式会社関西支社副支社長兼機器第二部長 萬世電機株式会社社外取締役
社 外 監 査 役	広 瀬 裕	税理士法人広瀬代表社員 ヒロセアカウンティング・コンサルタンツ株式会社代表取締役 株式会社経営コンサルティング代表取締役
社 外 監 査 役	飯 塚 丈 志	三菱電機株式会社関西支社経理部長 萬世電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 三菱電機株式会社は当社の大株主であり、主要な仕入先・販売先であります。
 2. 萬世電機株式会社は製品の仕入先・販売先であります。
 3. 税理士法人広瀬と当社は顧問税理士契約を締結しております。
 4. ヒロセアカウンティング・コンサルタンツ株式会社及び株式会社経営コンサルティングと当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	大 庭 能 成	平成28年6月28日就任以来、開催された取締役会10回のうち9回(90%)に出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
社 外 監 査 役	広 瀬 裕	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会12回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。
社 外 監 査 役	飯 塚 丈 志	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会12回の全てに出席し、当社の経営上有用な指摘、意見をいただいております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区 分	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、竹菱香港有限公司及び竹菱（上海）電子貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の法定監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際業務に関する顧問契約についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。

また、併せて内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。さらに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの勢力から不当な要求を受けた場合には、必要に応じて警察等の外部専門機関と連携し、組織全体として毅然とした態度で対応いたします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。
また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社のリスク管理体制は、高度情報化・グローバル化の進展に伴うリスクの多様化に備えて、内部監査専任部署である監査室に加え、管理部門を経営戦略室と経営推進室に組織設定し、危機管理に関する情報提供・啓発活動を当社グループ全体で行うことにより、危機管理体制の充実と強化を図り、内部通報規程やコンプライアンス規程など諸規程の整備を行っております。
また、重要な法務問題については、必要により顧問弁護士と連携し対応しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役の選任では、事業年度毎の経営責任の更なる明確化を図るため、取締役の任期を1年にしております。また、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。なお、当社グループ全体の事業年度計画を策定すると共に、経営会議等を定期的に開催して重要事項の審議・意思決定を行い、効率的な業務執行が行われるように努めております。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
①項に記載の通り、関係子会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係子会社の業務の適正を判断するため、当社の常勤監査役並びに監査室において、監査計画に従い内部監査を実施しております。なお、法令及び社内規程に基づき、営業成績、財務状況その他の重要な情報については、当社への定期的な報告を義務付けております。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、取締役会と協議の上、適任者を配置することといたします。
なお、その使用人が他職務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先し、その指揮・命令・監督権は監査役に移譲し、取締役からの独立性を確保するものといたします。
- ⑦ 当社グループの役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員及び使用人は、法令違反、社内規則違反、その他重大な倫理違反と認められる行為を発見した場合には、内部通報制度によりコンプライアンス責任者に報告し、その責任者が重大と判断した場合は、監査役に報告することとしております。
なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

- ⑧ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査役は、取締役会や経営会議などの重要な会議に出席すると共に、取締役の職務執行、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を行っております。
 また、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 当社は監査役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、その適正の是非について経営推進室において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、円滑に当該費用または債務を処理いたします。
 なお、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることにしております。
- ⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制
 当社は、「企業倫理の遵守と社会への貢献」の行動基準の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制整備と強化を図っております。
- (6) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**
- ① コンプライアンスに対する取組み
 コンプライアンス強化を目的とした委員会による社員教育を実施し、営業活動の遵守すべきルールを適正に確保する取組みを行いました。
- ② 反社会的勢力の排除に対する取組み
 取引開始前に信用調査を実施し、反社会的勢力と関わりがないか、社内の各部署と連携を取り複数の監視を行っております。
- ③ 事業継続に対する取組み
 災害発生時の対策本部設置の取決めや緊急組織編成等をマニュアル化し、従業員へ配布しております。
 また、有事に備え従業員の安否を確認する仕組みを整備いたしました。
- ④ グループ会社の経営管理体制
 グループ会社より定期的な状況報告を受けるため、国内・海外関係会社計画審議会を各2回開催いたしました。
- ⑤ 取締役の職務執行体制
 取締役会を13回開催し、機動的経営の実行及び迅速な重要事項の決定を行いました。
- ⑥ 監査役の監査体制
 監査役会を12回開催し、監査計画等の協議決定及び監査結果報告を行いました。また、監査役は取締役会に出席し、適宜意見を述べると共に、会計監査人及び監査室と連携し実効性の確保に努めております。

⑦ 内部監査の体制

監査室が、監査計画書に従い社内及び子会社を含めたグループ会社で職務執行状況の聴取や決裁書類の確認等を行い適宜指導、勧告しております。監査結果については、当該関係者及び社長に報告しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつと認識し、安定的な配当を基本としつつ業績及び財務状況等を総合的に勘案して利益還元を行う方針であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、創立90周年の記念配当を加え、1株当たり19円00銭（普通配当16円00銭、記念配当3円00銭）とすることを平成29年4月28日の取締役会で決議しました。

既に中間配当を1株当たり16円00銭で実施しておりますので、年間配当額は1株当たり35円00銭となりました。

また、内部留保資金につきましては、企業体質の充実と将来の業容拡大に備えるものであります。

(注)この事業報告中の記載金額、株数は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	35,114	流 動 負 債	18,643
現金及び預金	3,930	支払手形及び買掛金	13,557
受取手形及び売掛金	21,803	電子記録債権	812
電子記録債権	3,609	短期借入金	1,603
有価証券	51	未払金	993
商品	4,560	未払法人税等	607
仕掛品	47	賞与引当金	615
繰延税金資産	356	その他	453
その他	771	固 定 負 債	1,554
貸倒引当金	△16	長期借入金	100
固 定 資 産	8,479	長期未払金	115
有 形 固 定 資 産	3,197	繰延税金負債	612
建物及び構築物	1,256	土地再評価に係る繰延税金負債	7
土地	1,833	役員退職慰労引当金	20
その他	108	退職給付に係る負債	640
無 形 固 定 資 産	105	資産除去債務	34
ソフトウェア	74	その他	23
その他	31	負 債 合 計	20,198
投資その他の資産	5,175	純 資 産 の 部	
投資有価証券	4,195	株 主 資 本	22,631
長期貸付金	3	資 本 金	2,554
繰延税金資産	78	資 本 剰 余 金	3,133
その他	911	利 益 剰 余 金	16,966
貸倒引当金	△14	自 己 株 式	△23
資 産 合 計	43,594	その他の包括利益累計額	763
		その他の有価証券評価差額金	1,840
		土地再評価差額金	△1,135
		為替換算調整勘定	73
		退職給付に係る調整累計額	△14
		純 資 産 合 計	23,395
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,594

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成28年 4月1日から
平成29年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	71,267
売上原価	61,591
売上総利益	9,676
販売費及び一般管理費	7,136
営業利益	2,540
営業外収益	172
受取利息	8
受取配当金	50
仕入割引	24
賃貸収入	53
その他	36
営業外費用	142
支払利息	12
売上割引	65
賃貸原価	29
その他	34
経常利益	2,570
特別利益	172
投資有価証券売却益	172
特別損失	11
固定資産除売却損失	1
減損損失	9
税金等調整前当期純利益	2,731
法人税、住民税及び事業税	930
法人税等調整額	△17
当期純利益	1,818
親会社株主に帰属する当期純利益	1,818

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	2,554	3,133	15,574	△23	21,239
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△426		△426
親会社株主に帰属する当期純利益			1,818		1,818
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,391	-	1,391
当 期 末 残 高	2,554	3,133	16,966	△23	22,631

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							純資産合計	
	そ の 有 評 価 差 額	他 の 証 額	他 券 金	土 地 再 額	評 価 金	為 替 換 勘 算 定	退 職 給 付 に 関 連 す る 累 計		
当 期 首 残 高	1,422			△1,135		160	△49	397	21,636
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								-	△426
親会社株主に帰属する当期純利益								-	1,818
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	417			-		△86	35	366	366
当 期 変 動 額 合 計	417			-		△86	35	366	1,758
当 期 末 残 高	1,840			△1,135		73	△14	763	23,395

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流 動 資 産		29,392	流 動 負 債		15,917
現 金 及 び 預 金		1,603	支 払 手 形		247
受 取 手 形		2,137	電 子 記 録 債		812
電 子 記 録 債		3,609	買 掛 金		11,938
売 掛 金		17,330	短 期 借 入 金		970
有 価 証 券		51	未 払 金		718
商 品		3,667	未 払 費 用		108
仕 掛 品		9	未 払 法 人 税 等		520
繰 延 税 金 資 産		305	前 受 金		67
未 収 入 金		616	賞 与 引 当 金		493
そ の 他		94	そ の 他		39
貸 倒 引 当 金		△32	固 定 負 債		1,290
固 定 資 産		9,290	長 期 借 入 金		100
有 形 固 定 資 産		2,730	長 期 未 払 金		115
建 物		1,059	繰 延 税 金 負 債		619
構 築 物		17	土 地 再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		7
器 具 備 品		67	退 職 給 付 引 当 金		443
土 地		1,585	そ の 他		4
無 形 固 定 資 産		70	負 債 合 計		17,207
ソ フ ト ウ ェ ア		55	純 資 産 の 部		20,774
電 話 加 入 権		14	株 主 資 本		20,774
投 資 そ の 他 の 資 産		6,490	資 本 金		2,554
投 資 有 価 証 券		4,127	資 本 剰 余 金		3,133
関 係 会 社 株 式		1,696	資 本 準 備 金		3,056
長 期 貸 付 金		3	そ の 他 資 本 剰 余 金		77
貸 貸 不 動 産		536	利 益 剰 余 金		15,110
差 入 保 証 金		61	利 益 準 備 金		111
そ の 他		79	そ の 他 利 益 剰 余 金		14,998
貸 倒 引 当 金		△14	土 地 圧 縮 積 立 金		102
資 産 合 計		38,683	別 途 積 立 金		5,200
			繰 越 利 益 剰 余 金		9,695
			自 己 株 式		△23
			評 価 ・ 換 算 差 額 等		700
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		1,836
			土 地 再 評 価 差 額 金		△1,135
			純 資 産 合 計		21,475
			負 債 ・ 純 資 産 合 計		38,683

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	58,178
売上原価	50,737
売上総利益	7,441
販売費及び一般管理費	5,330
営業利益	2,111
営業外収益	148
受取利息	0
受取配当金	59
仕入割引	24
賃貸収入	55
その他	8
営業外費用	157
支払利息	4
売上割引	65
賃貸原価	41
その他	46
経常利益	2,101
特別利益	172
投資有価証券売却益	172
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	2,273
法人税、住民税及び事業税	766
法人税等調整額	△14
当期純利益	1,522

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本計 合
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	2,554	3,056	77	3,133	111	102	5,200	8,600	14,014	△23	19,679
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当				-				△426	△426		△426
当 期 純 利 益				-				1,522	1,522		1,522
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-					-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	-	1,095	1,095	-	1,095
当 期 末 残 高	2,554	3,056	77	3,133	111	102	5,200	9,695	15,110	△23	20,774

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 金 差 額	評 価 差 額	・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,419	△1,135		283	19,963
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当				-	△426
当 期 純 利 益				-	1,522
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	417		-	417	417
当 期 変 動 額 合 計	417		-	417	1,512
当 期 末 残 高	1,836	△1,135		700	21,475

独立監査人の監査報告書

平成29年4月26日

株式会社たけびし
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 一 浩 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社たけびしの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社たけびし及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月26日

株式会社たけびし
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 一 浩 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木戸脇 美 紀 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社たけびしの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月27日

株式会社たけびし 監査役会

常勤監査役	稲	荷	賢	Ⓔ	
社外監査役	広	瀬	裕	Ⓔ	
社外監査役	飯	塚	丈	志	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

招集
ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)当社は、取締役会の監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るとともに、経営の迅速な意思決定と透明性を確保することにより、当社の更なる企業価値の向上を図るため、平成29年6月28日開催予定の第128期定時株主総会でご承認をいただくことを条件に、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に關する規定の新設、監査役及び監査役會に關する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。

(2)当社定款第30条第2項に定める責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額に関して見直しを実施するため、当社定款規定の一部を変更するものです。

なお、当該変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(3)その他、一部文言及び表現の修正、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第5条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第5条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略) ③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> また取締役会はその決議により顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条文省略) ②取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり) ③取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>役付取締役を若干名選定することができる。</u> また取締役会はその決議により顧問及び相談役を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (現行どおり) ②取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u> 第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u> 第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集)</u> 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会の議事録)</u> 第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規則) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)
(新設)	<p>(監査等委員会の設置) 第32条 当社は監査等委員会を置く。</p>
(新設)	<p>(常勤の監査等委員) 第33条 監査等委員会は、常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の招集) 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法) 第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第46条～第48条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。</p> <p>(監査等委員会規則) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人 第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計算 第42条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第128期定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第128期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	ふじ わら ひろ ゆき 藤 原 宏 之 (昭和27年6月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成14年4月 産業メカトロニクス部長 平成18年6月 機電システム本部副本部長兼販売企画部長 兼産業メカトロニクス部長 平成19年6月 執行役員機電システム本部長 平成20年6月 取締役常務執行役員機電システム本部長 平成24年6月 代表取締役社長執行役員社長（現任）	22,607株
2	お ぐら いさむ 小 倉 勇 (昭和34年7月11日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 滋賀支店副支店長 平成17年10月 名古屋支店長 平成23年4月 経営戦略室副室長 平成23年10月 経営戦略室副室長兼企画部長 平成24年6月 取締役執行役員経営戦略室長兼企画部長 兼竹菱香港有限公司董事長 兼竹菱（上海）電子貿易有限公司董事長 平成26年4月 取締役執行役員経営戦略室長 平成28年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長（現任）	19,561株
3	はし もと ゆき ひろ 橋 本 之 博 (昭和33年6月13日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年2月 産業機器部長 平成19年7月 F Aシステム部長 平成23年4月 機電システム本部副本部長兼業務部長 平成24年4月 社会・情通システム本部副本部長 平成24年6月 取締役執行役員社会・情通システム本部長 平成27年6月 取締役常務執行役員社会・情通システム本部長（現任）	11,873株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	かめ い たかし 亀 井 孝 (昭和33年9月11日生)	昭和56年4月 三菱電機株式会社入社 平成17年4月 同社F A海外計画部長 平成21年4月 同社産業メカトロニクス部長 平成24年4月 当社機電システム本部副本部長 平成24年6月 当社取締役執行役員機電システム本部長 平成27年6月 当社取締役常務執行役員機電システム本部長(現任) (重要な兼職の状況) TAKEBISHI(THAILAND)CO.,LTD.President 竹菱香港有限公司董事長 竹菱(上海)電子貿易有限公司董事長	19,817株
5	※ にし だ まさ のり 西 田 正 憲 (昭和34年3月5日生)	昭和56年4月 当社入社 平成17年4月 半導体技術部長 平成18年4月 竹菱(上海)電子貿易有限公司総経理 平成23年7月 当社電子デバイス本部副本部長兼技術部長 平成25年7月 電子デバイス本部副本部長兼業務部長 平成27年4月 電子デバイス本部長 平成27年7月 執行役員電子デバイス本部長(現任) (重要な兼職の状況) TAKEBISHI EUROPE B.V.President	10,524株
6	※ さか ぐち かず ひこ 坂 口 和 彦 (昭和37年3月31日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年7月 企画部長 平成23年10月 総務部長 平成25年10月 経営推進室副室長兼総務部長(現任)	11,641株
7	いわ た たけ ひさ 岩 田 武 久 (昭和20年1月27日生)	昭和44年4月 三菱電機株式会社入社 平成11年4月 同社役員理事関係会社事業推進本部長 平成15年4月 当社社長付 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社代表取締役社長執行役員社長 平成24年6月 当社取締役会長(現任)	36,303株
8	※ ひらい で ひろ し 平 井 出 浩 志 (昭和37年6月29日生)	昭和61年4月 三菱電機株式会社入社 平成25年4月 同社中国支社F Aシステム部長 平成29年4月 同社関西支社副支社長兼機器第二部長(現任)	—

- (注) 1. 社内取締役については、当社の企業理念や行動基準に基づき、人格・知見に優れていることに加え、業績（貢献度）や経験・見識・専門性などを総合的に評価・判断して選任しております。
2. 平井出浩志氏は、三菱電機株式会社関西支社の副支社長（従業員）を兼務しております。同社は当社の大株主であり、特定関係事業者（主要な仕入先・販売先）であります。
3. 上記2. を除き各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 平井出浩志氏は、社外取締役候補者であります。
同氏が三菱電機株式会社で培ってられました知識・経験等を当社の経営面に生かしていただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 岩田武久氏、平井出浩志氏の選任が承認された場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額となります。
6. ※印は新任の候補者であります。
7. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会及び従業員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	まつ き あきら 松 木 明 (昭和30年2月9日生)	昭和60年2月 当社入社 平成15年4月 経理部長 平成23年4月 経営推進室副室長兼経理部長 平成23年6月 執行役員経営推進室副室長兼経理部長 平成24年6月 取締役常務執行役員経営推進室長兼経理部長 平成25年4月 取締役常務執行役員経営推進室長(現任)	18,335株
2	ひろ せ ゆたか 広 瀬 裕 (昭和27年2月21日生)	昭和56年8月 広瀬来三税理士事務所(現税理士法人広瀬)入所 昭和60年2月 税理士登録 平成12年1月 広瀬会計事務所(現税理士法人広瀬)所長 平成15年6月 当社監査役(現任) 平成18年4月 税理士法人広瀬代表社員(現任) (重要な兼職の状況) ヒロセアカウンティング・コンサルタンツ株式会社代表取締役 株式会社経営コンサルティング代表取締役	-
3	※ やま だ よし のり 山 田 善 紀 (昭和48年3月23日生)	平成14年4月 公認会計士登録 平成18年4月 税理士法人川嶋総合会計入社 平成18年6月 税理士登録 平成23年7月 税理士法人川嶋総合会計代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社フジックス社外取締役 株式会社トーセ社外監査役 株式会社京都リビング新聞社社外監査役	-

(注) 1. 広瀬 裕氏は、当社と顧問契約を締結している税理士法人広瀬の代表者であります。なお、松木 明氏及び山田善紀氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 広瀬 裕氏、山田善紀氏の両氏は、社外取締役候補者であります。

上記両氏を社外取締役候補者とした理由は以下の通りであります。

(1)広瀬 裕氏につきましては、税理士の資格を有しておられ、財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を生かして当社の監査、監督業務を的確に遂行いただけると判断したため、監査等委員である取締役として、選任をお願いするものであ

ります。

なお、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

(2)山田善紀氏につきましては、公認会計士及び税理士の資格を有しておられ、財務及び会計に関する高い見識と豊富な経験を有しているとともに、他社の社外取締役及び社外監査役としての経営管理の経験も豊富であり、当社の監査、監督業務を的確に遂行いただけると判断したため、監査等委員である取締役として、選任をお願いするものであります。

なお、当社は、同氏の選任が承認された場合には、株式会社東京証券取引所に対し、同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

3. 広瀬 裕氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
4. 監査役広瀬 裕氏と当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額となります。
5. 広瀬 裕氏、山田善紀氏の両氏の選任が承認された場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額となります。
6. ※印は新任の候補者であります。
7. 松木 明氏の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
(1株未満切捨表示)

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであり、酒井 進氏は松木 明氏の補欠として、益川教雄氏は広瀬 裕氏及び山田善紀氏の補欠としての候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

候補者番号	氏名 (生年月日)	(重要な兼職の歴 況)	所有する当 社の株式数
1	さか い すすむ 酒 井 進 (昭和24年8月31日生)	昭和47年3月 当社入社 平成11年6月 経営企画部長 平成18年6月 執行役員経営戦略室副室長兼企画部長 平成19年6月 取締役常務執行役員経営戦略室長 平成24年6月 顧問 平成25年6月 退職	11,100株
2	ます かわ のり お 益 川 教 雄 (昭和24年1月2日生)	昭和55年3月 最高裁判所司法研修所修了 昭和55年4月 弁護士登録(日本弁護士連合会) 昭和58年4月 益川法律事務所(現益川総合法律事務所)開設(現任)	—

- (注) 1. 上記の候補者のうち、益川教雄氏は当社との間で、顧問弁護士契約を締結しております。なお、酒井 進氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 益川教雄氏は補欠の社外取締役候補者であります。
同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の監査、監督業務に生かしていただくと判断したため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 益川教雄氏が社外取締役に就任した場合、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低限度責任限度額とのいずれか高い額となります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬総額は、平成27年6月26日開催の第126期定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を定めることとし、その報酬総額を会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、昨今の経営環境の変化及び今般の監査等委員会設置会社への移行等、諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額を年額400百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額には、従来通り使用人兼取締役の使用人分としての給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決されましても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数8名（うち社外取締役1名）に変更はありません。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬総額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬総額を監査等委員の職務と責任を考慮して、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認可決されること、及び同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として、効力を生じるものとしたします。

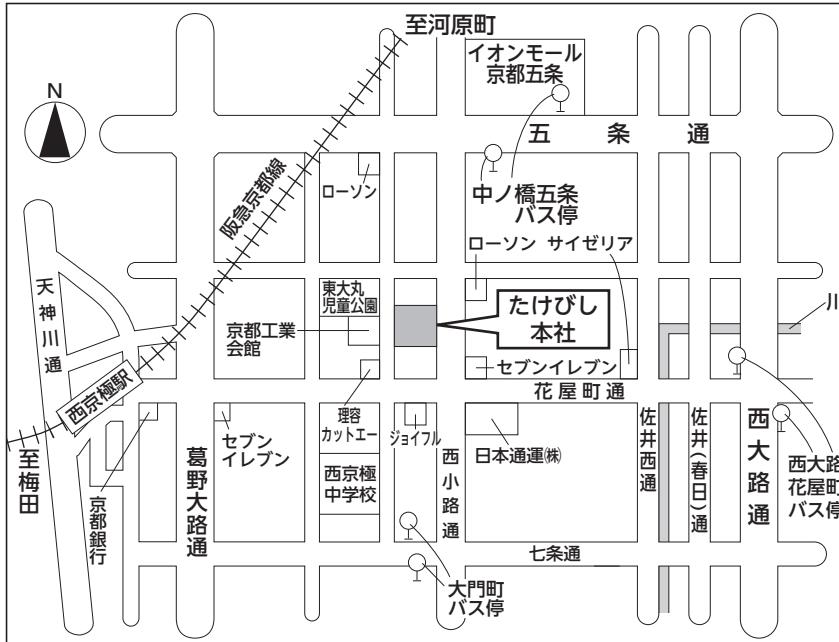
以 上

株主総会会場ご案内図

〒615-8501 京都市右京区西京極豆田町29番地

本社1階イベントホール

電話 (075) 325-2111 (代表)



■公共交通機関ご案内

阪急電車「西京極駅」下車徒歩約8分。

市バス・京都バス・京阪京都交通バス「中ノ橋五条」下車徒歩約5分。

市バス「西大路花屋町」下車徒歩約10分。

市バス・京阪京都交通バス「大門町」下車徒歩約5分。

※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。